

平成30年村上市議会第4回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

平成30年12月21日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第128号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
議第129号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第130号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
議第131号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
議第132号 村上市ことばとこころの相談室条例を廃止する条例制定について
議第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 3 議第135号 し尿処理に関する事務の委託の廃止について
議第136号 し尿処理に関する事務の委託について
議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 4 議第139号 市道路線の認定について
議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 5 議第141号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第5号）
議第142号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
議第143号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第144号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第145号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第146号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第147号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第148号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第149号 平成30年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 6 議員発議第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 7 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（22名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	9番	鈴木いせ子君
10番	本間清人君	11番	川村敏晴君
12番	小杉和也君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員（3名）

8番	板垣千代子君	20番	小林重平君
21番	佐藤重陽君		

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	田邊覚君
政策推進課長	東海林豊君
自治振興課長	大滝寿君
税務課長	建部昌文君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中村豊昭君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	小田正浩君
福祉課長	山田和浩君
農林水産課長	大滝敏文君

地域經濟課長	川崎	光一	君
觀光課長	竹内	和広	君
建設課長	伊与部	善久	君
都市計画課長	山田	知行	君
下水道課長	早川	明男	君
水道局長	川村	明甚	君
會計管理者	松田	明	君
農業委員會 事務局長	鈴木	美宝	君
選管・監查 事務局長	佐藤	直人	君
消防長	長	研一	君
学校教育課長	木村	正夫	君
生涯學習課長	板垣	敏幸	君
荒川支所長	小川	剛	君
神林支所長	石田	秀一	君
朝日支所長	岩沢	深雪	君
山北支所長	斎藤	一浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	小林	政一
事務局次長	大西	恵子
係長	鈴木	涉

午前 9時59分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は22名です。欠席の届け出のある者3名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、鈴木好彦君、18番、小田信人君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 議第128号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

議第129号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第130号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議第131号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について

議第132号 村上市ことばところの相談室条例を廃止する条例制定について

議第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第2、議第128号から議第134号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査を願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） おはようございます。ただいま上程されております議第128号から議第134号までの7議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月12日午前10時から第1委員会室において、委員6名、市長、教育長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに、議第128号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課

長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、改編したことにより想定されるメリットはとの質疑に、福祉部門については相談窓口の充実と一本化を図り、子どもが生まれてから成長するまでのきめ細かな行政サービスの充実を図ります。また、管理部門については、財政主導型の行財政運営により強固なものに進めていきたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第128号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第129号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、相談支援包括化推進員は何名予定しているのかとの質疑に、1名ですとの答弁。

また、委員より、4分の3国の補助で、1,500万円上限であれば人数をふやしてはどうかとの質疑に、全国的にも1から3名となっている。また、人件費以外にも消耗品費等の補助対象も勘案してあるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第129号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第130号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、胎内市は給食センター1カ所で調理して配送している。村上市も北の地区に1カ所、南の地区に1カ所、地域に1カ所設置などについて研究しているのかとの質疑に、教育施設の計画審議会があり、給食センター化の必要性も考えていますとの答弁。

また、委員より、神林1カ所、朝日1カ所はできなかったのか、朝日2カ所にした理由はとの質疑に、神林で自校方式でつくれる数は限られている。1カ所にするにはセンター化や調理場の改修など、村上市全体で検討していきたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第130号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第131号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第131号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第132号 村上市ことばところの相談室条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、こども課移管の考え方は教育委員会主導で進めたのかとの質疑に、関係する課で協議して決めた。児童については教育支援センターが支援していく予定で、対応はほぼ変わらないとの答弁。

また、今後は福祉課が窓口となると違う対応になるのか心配するがとの質疑に、この条例の廃止は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて廃止するもので、場所も先生も変わらず、所管替えだけを行うもので、今でも福祉の部分のウエートが大きいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第132号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第133号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定管理を3年間にした理由はとの質疑に、基本は5年間ですが、1期目3年、その後5年となっているが、ほかのところの期間とずれているので、今回は5スポーツクラブの積算単価が不均衡にならないように3年としたものととの答弁。

また、人件費の単価積算はとの質疑に、厚生労働省の賃金構造基本統計調査を基本に、3年間分平均したものを月額としているとの答弁。

また、5団体の個々に行う業務のチェックや事業のマナー化、モチベーションの指導はどうしているのかとの質疑に、直接施設訪問して確認したり、5つのスポーツクラブが一堂に会しての意見交換等を実施しているとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第133号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、神木の希楽々が取り組んでいる放課後の部活の支援について、朝日、山北などほかの地区でも進める計画かとの質疑に、国のモデル事業として神木を中心に行っているが、今後は地域連携でだんだん広げていきたいとの答弁。

また、委員より、生活水準に合わない低い賃金で、就職しても長く勤められない現状、指定管理のあり方について見直しが必要ではないかとの質疑に、行政が厚生労働省の人件費単価をかさ上げするということは市直営と同じになり、組織としては厳しい状況。事業規模を大きくしながら安定して運営できるよう、さらに人件費についてもしっかり見ていくために研究が必要との答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第134号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第128号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第128号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第129号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第129号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第130号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第130号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第131号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第131号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第132号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第132号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第133号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第133号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第134号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第134号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議第135号 し尿処理に関する事務の委託の廃止について

議第136号 し尿処理に関する事務の委託について

議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第135号から議第138号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査を願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第135号から議第138号までの4議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月13日午前10時から市役所第1委員会室において、委員全員、議長、市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、市民厚生常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第135号 し尿処理に関する事務の委託の廃止についてを議題とし、環境課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第135号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第136号 し尿処理に関する事務の委託についてを議題とし、環境課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、負担割合はとの質疑に、維持補修等の経費については平均割が6%、投入量の割合が94%、建設費相当分としては平均割が20%、投入量の割合が80%であるとの答弁。

委員より、建設関係の起債償還は幾らになっているかとの質疑に、起債の償還は全て終了してい

るとの答弁。

委員より、今の処理場ができてさほど年数がたっていないが、処理場の能力に対しての利用実績はとの質疑に、平成29年度の状況はし尿処理43.6%、浄化槽汚泥処理43.3%、集落排水汚泥処理24.9%で、全体を合計すると61.5%である。これに荒川地区と関川村の分を加えると、し尿処理58.4%、浄化槽汚泥処理54.3%、集落排水汚泥処理24.9%で、全体で73.6%になると推定され、これまでより有効活用されるのではないかととの答弁。

委員より、今回の受け入れにより利用率が上がることはよいことだが、今後下水道の普及率が上がることにより施設の利用率が下がることになるが、この辺のバランスについてどのように考えているかとの質疑に、下水道の普及により当然し尿処理の利用率は下がっていく。下水道の普及は図らなければならないが、これまでの普及率の上昇のスピードよりなだらかになると思われる。施設の運営についてもずっと同じ形でできるわけではない。設備の更新も今後出てくる。更新の時期と合わせ、施設の適正な規模を考えていかなければならない。今後下水道の普及率もあわせて更新を考えていかなければならないとの答弁でした。

以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第136号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、山北地区にはこれまで2つの学童保育所があったが、統合によりどこが新たな学童保育所となるのかとの質疑に、現在の山北おおぞら保育園の建物を新たな学童保育所として使用する。また、子育て支援センターとしても利用するとの答弁。

委員より、指定管理料の積算根拠はとの質疑に、人件費として1,335万円ほど、子育て支援センターの人件費として428万円、需用費268万円、そのほか一般管理経費等であるとの答弁でした。

以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第137号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定管理料の積算根拠はとの質疑に、単年度で支出に係る経費で約3,900万円、収入見込みが約3,130万円で、その差額分を指定管理料と算定した。支出の根拠として、人件費2,650万円、物件費1,250万円、自主事業経費として7万5,000円であるとの答弁。

委員より、これまでの指定管理料の変動はとの質疑に、1期目の単年度平均で663万円、2期目、631万9,000円、今回が777万7,000円で、100万円強の増額となるとの答弁。

委員より、今回の指定管理の更新で大幅な増額となった理由はとの質疑に、主な理由は人件費の増額であり、また同施設では要介護1、2の方が多く、自立を目指した機能訓練を主にやっている

ことから、理学療法士の委託料の充実を図るための経費の増額、さらに来年の消費税の増分を計上したことによるとの答弁。

委員より、介護職の人材不足が深刻な状況の中、市の臨時職員を募集し、登録する際に、時給計算など市と同様の条件でもって指定管理施設の職員を含めて募集・登録することはできないかとの質疑に、手法的なものについてはハローワークと協議したい。提案された点について、可能性を探ってみたい。市に登録したから全部市の雇用だというのではなく、いろいろなところを紹介し、それが効果的な機能を果たすのであれば積極的に取り組みたいとの答弁。

委員より、指定管理に出しているデイサービス施設の多くが利用率70%くらいで、民間の事業所と利用者の取り合いになっている。民間の事業所と競合している中、いつまでも市が施設を運営していてよいのか。また、施設の老朽化もあり、将来的にデイサービスの運営についてどのような考えであるのかの質疑に、民間事業者との関係においていろいろと課題はあると思う。人口が減少する中、今後市全域にあるデイサービスセンターを中心とする関連施設について、どこにどれくらいのニーズがあるのか検証し、施設のあり方について検証しなければならない。2025年度以降利用者が減少に転じ、稼働率が下がっていくことに対してどう施設を維持していくのか、端的な方法として、統廃合を含めて考えていかなければならないが、そのときに民間事業者とどのような形でマッチングできるのか、早急に関係機関、関係事業者と将来を見据えた協議を進めなければならないとの答弁でした。

以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第138号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第135号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第135号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第136号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第136号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第137号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第137号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第138号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第138号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議第139号 市道路線の認定について

議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第139号及び議第140号の2議案を一括して議題といたします。

本案は、経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されています議第139号及び議第140号の2議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月14日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、経済建設常任委員会を開催いたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第139号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第139号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受

けた後、質疑に入りました。

委員より、外国人観光客へのスタッフの対応強化とはどのようなことかとの質疑に、独立行政法人国際観光振興機構、通称日本政府観光局が行う、外国人が気安く入れるための認証を受ける観光案内所になって、スタッフには外国語の講座を受けてもらい、対応強化を図っていきたいとの答弁でした。

委員より、観光案内所には観光客の声を聞き取るアンケートボックスはあるのかとの質疑に、2年前にご提案を受け、市内の主要施設に設置し、村上駅前観光案内所が中心となり取りまとめ、観光客からの意見集約を毎月及び年次ごとに報告を受けているとの答弁でした。

委員より、指定管理料が約1,000万円掛ける5年分とのことだが、観光案内所の勤務体制はとの質疑に、観光案内所の指定管理部分は9時から5時までで、人数はチーフ1名と臨時職員2名の3名体制であるとの答弁でした。

委員より、指定管理料はほぼ人件費と考えてよいのかとの質疑に、このうち720万円を人件費として見ているとの答弁でした。

委員より、昨今通訳をする機械が普及しているが、そのような機械を導入する考えはないのかとの質疑に、今のところ設置は考えていないが、臨時職員の1人が英語ができるので、対応していきたいと考えている。今後カテゴリー1から2、3と上の方を目指していくとき、そのような機械も考えていかななくてはならないと思うが、今はまずカテゴリー1から行きたいとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第140号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第139号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第139号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第140号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第140号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第5 議第141号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第5号）
議第142号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
議第143号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第144号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第145号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第146号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第147号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第148号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第149号 平成30年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第141号から議第149号までの9議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査を願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第141号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第5号）について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第141号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところです。去る12月18日午前10時から、委員21名、議長、議会事務局長出席のもと、全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところですが、私からその審査と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る12月12日に総務文教常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算特別委員長、分科会委員6名、議長、市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第20款諸収入について、委員から、国民文化祭視察費補助金とあるが、補助内容はと

の質疑に、この補助金は来年度新潟県が会場になるので、そのために職員を派遣した際の大会実行委員会からの補助金であるとの答弁。

また、委員から、新潟県で開催されるに当たり村上市の対応はとの質疑に、村上市では3つの事業を予定している。市町村単独事業では郷土芸能のシンポジウム、広域事業として庭園めぐり、また健康マージャンの全国大会を開催する準備を進めているとの答弁。

歳出では、第10款教育費で、委員から、小・中学校へのクーラー設置のタイムスケジュールや契約方法はとの質疑に、設計終了後、入札の方向で進んでいる。入札及び契約は、財政課が担当であり、発注方法等について協議していくとの答弁。

また、委員から、設置する教室の数はとの質疑に、216教室のうち、小学校が137教室、中学校が79教室との答弁。

質疑を終結し、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第141号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る12月13日、市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと、市民厚生分科会を開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第14款国庫支出金で、委員から、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金の明細はとの質疑に、補助金の項目は幾つかあるが、本市が行っているのは子宮頸がんと乳がんの無料検診で、経費として郵便料及び一部負担金相当の額の部分が補助の基本額となっているとの答弁。

また、委員から、実際にこの補助金を使った方はどのくらいかとの質疑に、平成30年度の実績プラス見込みで、子宮頸がん検診では21歳の方で25名、乳がん検診では80名となっているとの答弁。

歳出では、第3款民生費で、委員から、児童相談所での児童虐待への対応件数はとの質疑に、平成29年度の児童虐待相談件数は113件であるとの答弁。

また、委員から、毎年ふえていると思うが、相談内容はどのようなものがあるのかとの質疑に、統計はとっていないが、虐待とわかりやすい身体的な虐待のほか、しつけと称して行われる虐待や、ちょっと手を上げてしまったような不適切な対応であるが、虐待との境目がわかりにくいものがある。最近では、子どもの前で両親が暴力的なけんかをするのが面前DVとして子どもへの虐待と判断されているとの答弁。

質疑を終結し、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第141号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る12月14日、経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入については質疑なく、歳出について、第6款農林水産業費で、委員から、農業振興経費でこしの干ばつ及び台風による被害に対し、県知事特認資金にかかる農林業振興資金利子補給金と農協からの要請による緊急農業経営安定対策資金利子補給金の2つの利子補給金だが、これはセットで1つの不作対策資金なのかとの質疑に、セットではなく、一つ一つとなっているとの答弁。

また、委員から、それぞれの利子補給金の貸付対象者はとの質疑に、貸付対象者は農林水産業振興資金利子補給金については、平成30年の干ばつ及び台風による農作物の被害損失額が販売金額の100分の10以上であると見込まれる者、または緊急農業経営安定対策資金利子補給金の貸付対象者については、同じく平成30年度の猛暑・湯水被害及び9月に発生した台風21号による被害を含む者ということで、県のように100分の10以上というような条件ではなく、JAの代表理事組合長が特に必要と認めたとに対して融資することとなっているとの答弁。

質疑を終結し、賛否態度について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第141号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告でした。

全体会ではさしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第141号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告は終わりますが、全体会の中で各分科会長の報告の中で質疑がありましたが、その質疑に納得いく答えが出なくて終わったところがありました。今後もっと丁寧な答弁ができないか、私どもこれから研究してまいりたいと思います。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第142号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第142号は原案のとおり可決

すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第143号から議第145号の3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第143号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、一般被保険者高額療養費の見込み不足分の補正であるが、退職被保険者等高額療養費についてはどのような状況かとの質疑に、現在のところ予算内におさまると判断しているとの答弁でした。

以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第143号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第144号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第144号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第145号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、配食サービスの実数はとの質疑に、9月末現在の実績で全体で194名であるとの答弁。

委員より、委託している事業者との質疑に、村上地区と荒川地区についてはかんきち堂、神林地区と朝日地区については村上市社会福祉協議会、山北地区についてはNPO法人おたすけさんぽくがそれぞれ配食を行っているとの答弁でした。

以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第145号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第146号から議第149号までの4議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第146号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国庫補助金が減額してきているが、予定では管渠布設工事は平成30年度で完了したいとの説明であった。これに影響は出ないのかとの質疑に、このたび国庫補助金の減額分は改築更新分のみであり、管渠整備は100%の補助金がついている。しかし、国道7号での整備を当初開削工事で進めていたが、光ケーブルや構造物があるため開削工事ができず、国土交通省との詳細な打ち合わせによって推進工事への変更となり、今年度の完了が難しくなったとの答弁でした。

委員より、今年度の完了が難しくなったとのことだが、工事は発注するものの、完了は次年度に繰り越すということかとの質疑に、事業費そのものも開削工事から推進工事に変更となり膨らんでいる。今年度交付決定している事業費の範囲内で工事は進めるが、6億円ほど推進工事に変更になることで不足するため、来年度の要望をしているとの答弁でした。

委員より、下水道工事はほぼ完了していると思うが、今後下水道管や設備の老朽化が進む中で、10年後、20年後の維持費の増加についてのシミュレーションはなされているのかとの質疑に、平成28年度から日本下水道事業団とともに考えるということで、維持管理については施設の老朽化、長寿命化について一緒に考えており、国のマニュアルであればストックマネジメント計画で施設の中の全てを直すのが、今は緊急性を考慮して計画している。その中で村上浄化センターの改築更新の実施設計を行うところであり、ほかの施設も順次同じように考えている。また、国で言われている広域化や共同化、市内の施設の中での統廃合も見据えた中で計画を策定中であるとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第146号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第147号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑がなく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第147号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第148号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第148号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

最後に、議第149号 平成30年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、平成29年度決算での給水原価はどのくらいかとの質疑に、1立方メートル当たり133円75銭であるとの答弁でした。

委員より、合併後基本料金を統一してきて、平成30年度で統一されたが、今後の見通しはとの質疑に、これまで上下水道事業審議会を設置し、平成29年度に市長から従量料金について諮問しており、現在も審議中であるとの答弁でした。

委員より、今国会で水道法が改正され、水道事業の民営化が可能となった。国民の生命を守るには水は最も大切なものの一つと思うが、今後PFIによる経営困難や人口減少や、節水型機械の導入などで水道の利用量が減少するなど、水道事業の運営に支障が出てくるのが懸念される。水道事業の公営の重要性についてしっかりと啓発してほしいと思うが、村上市としての考え方はとの質疑に、水道法の理念は、全ての国民に安心で安全で安価な水を常に提供することを目的としており、これは民間の考え方とは相入れない部分だと考える。行政の役割としては、国民が欲する部分についてはコストがかかるにしても、それを推しはかった上においても提供していくことは、行政の最大限の責務であると認識している。そのことが担保された上での民間事業者の活用であればいいと思うが、現段階ではそれができるとは判断していない。村上市の上水道事業については、水道料金をいただきながら健全に運営が図られているので、これを維持していくことこそ必要であると考えているとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第149号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第141号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第141号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第142号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第142号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第143号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第143号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第144号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第144号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第145号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第145号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第146号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第146号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第147号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第147号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第148号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第148号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第149号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第149号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議員発議第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議員発議第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

10番、本間清人君。

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番（本間清人君） ただいま上程されております議員発議第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてであります。この議案を村上市議会会議規則第14条の規定により提出させていただきます。

内容につきまして、若干ご説明させていただきます。地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢社会が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、地方自治体の実態に見合った歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算等の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。このため、以下の事項の実現を求める。

その内容は5項目にわたってでございますが、1項目め、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方

一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

4、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい国税の地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めるとともに、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることのないように対応を図ること。

5、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るとともに、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生・規制改革）及び衆議院議長、参議院議長であります。

この提出に当たりましての賛成者は、本間善和議員、鈴木いせ子議員、鈴木好彦議員、平山耕議員、川崎健二議員、川村敏晴議員、尾形修平議員、竹内喜代嗣議員、そして私、提出者、本間清人でございます。

この案件につきましては、事前に各会派の皆様にご内容を把握していただき、そして各会派の方から賛同をいただき提出するものでございます。議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議員発議第10号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任をされました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、平成30年第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり皆様には大変ご苦労さまでした。

午前11時03分 閉会